

## 『ちょこっとスタバケ日光』制度の導入について

### 1. 背景と課題

国においては、少子高齢化による労働人口の減少や働く人のニーズの多様化などに対応するため、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進している。この一環として、全国知事会では、本年6月、働く人一人ひとりが多様な休み方を選択し、充実した余暇を過ごすことで生活を豊かにするだけでなく、仕事の質を高め（＝労働生産性の向上）、ワーク・ライフ・バランスの充実へと繋がる休み方改革を進める提言を発出したところである。

この提言の中で、休み方改革は、全産業にわたって労働生産性の向上に寄与するものであり、特に、観光産業を始めとしたサービス産業においては、休暇取得が分散されることを通じて、需要の平準化による経済効果も期待できるとしている。

当市の産業においては、中心市街地の商店を核とした小売業はもとより、他地域に比べて観光を始めとしたサービス業が盛んであり、経済を支える重要な役割を担っている。その一方で、これら産業に携わる人口比の高さから、祝休日に働いている方が多いといった特殊性があり、これは、見方を変えると、平日の休暇日に子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭が少なくないといった実態を示している。

また、当市では、コロナ禍からの経済復興に臨む中で働き手不足による課題は解消されておらず、日光商工会議所からも、働く人の休暇満足度の向上など幅広い視点から雇用の確保を図る新たな施策が必要であるとの意見を頂いているところである。

市としては、これらを踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの充実のため、市内産業において年次有給休暇の確実な取得を促進するとともに、子どもと保護者のふれあいの機会を増やすことで休暇満足度の向上を図り、併せて安定した雇用の確保、及び生産性の向上を推進する必要がある。

### 2. 制度の趣旨と名称

全国知事会から提言された内容の柱である、(1)企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境づくり、(2)欧米と比べて低い水準にある有給休暇の取得促進、(3)子どもと家族と一緒に休める環境や仕組みづくりを参考に制度を進めることとし、今回特に、当市特有の課題である、平日の休暇日に子どもと一緒に過ごすことが難しいといった現状を改善するため、(3)の子どもと家族と一緒に休める環境や仕組みづくりの具現化について、重点的に取り組むものとする。

これに基づき、観光関連産業等で働く人が多いという特殊性の中で、ダイバーシティ（多様性）を持つ新たな労働政策の一つとして、市内の各産業で働く人の休み方改革の推進とともに、市内の小中学生を対象に平日における活動休暇を認めることで、平日の家族との学びと、ふれあいの機会を増やすため、『ちょこっとスタバケ日光』を制度化する。

※参考 「スタバケ」とは、子どもの学習（スタディ）と、保護者の休み（バケーション）を組み合わせた日光市オリジナルの造語で、平日の家族との学びと、ふれあいの機会を設けることを目的とするもの。また、「ちょこっと」には、年間で最大3日取得可能な制度であり、気軽な利用を促進する意味を込め名称としている。

### 3. 制度の内容

(1)『ちょこっとスタバケ日光』は、平日の保護者等が休みの日に、子どもと一緒に学び、活動できる制度とする。

(2)この制度において、子どもは、保護者等の平日休暇に合わせて届出をすることで、年に3日活動休暇（連続も可）を取得することができる。

(3)この制度は、学校外での自主学習活動とするため、子どもは学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとする。

#### (4)制度の流れ

- ① 家族で、日にち、場所、内容を決める。
- ② 事前に学校へ届ける。
- ③ 当日は保護者等と一緒に、体験や活動等を行う。

#### (5)留意事項

- ①『ちょこっとスタバケ日光』は、「保護者等と一緒にいき」かつ「体験や学びの活動」であることを要件としており、取得にはこの条件を満たすことが必要となる。
- ②活動休暇を取得することで受けられない授業は、事前・事後における家庭での自習により補完する。（学校は授業で使用したプリント等がある場合は後日配布する）
- ③学校行事などのため、活動休暇を取得することが望ましくない日（期間）を設けることがある。
- ④利用は任意であり、次年度に繰り越すことはできない。

#### (6)活動例

- ① 自然観察（植物・動物など）
- ② 体験活動（料理、農業など）
- ③ 芸術活動（スケッチ、陶芸など）
- ④ スポーツ・アウトドア（登山、ハイキング、水泳、スケートなど）
- ⑤ 芸術鑑賞（美術、映画、音楽など）
- ⑥ 施設見学（博物館・美術館・資料館・工場、寺社仏閣など）
- ⑦ 家族旅行（日帰り・宿泊）
- ⑧ その他

### 4. 制度導入の効果

#### <企業・保護者>

- ①働く人が多様な休み方を選択し充実した余暇を過ごすことで、余暇満足度の向上が図れる。
- ②家族とのふれあいを重視した休日の過ごし方の幅を広げることができ、年次休暇取得の促進につながる。
- ③ワーク・ライフ・バランスの充実が図られ、市内産業の組織力強化と業務効率の向上が期待できる。

<子ども>

- ①休暇を学ぶ場として捉えることにより、子どもにとっては、様々な活動による体験や出会いが知識や見聞の拡がりにつながるとともに、新たな発想を生み出す力となる。
- ②休日を家族と過ごすことにより、家族との絆が深まる。

<学校>

- ①各校教員が制度を利用することで、教員自身が働き方を見直すきっかけとなり、休み方改革を推進できる。
- ②ダイバーシティに対応した、学校運営につながる。

<市（社会全体）>

- ①平日休暇日の活用の幅を広げることで、年次有給休暇の取得を促進し、休み方改革につなげることができる。（休暇取得が分散され、観光を始めとしたサービス業等において、需要の平準化による経済効果が期待できる）
- ②休日の改革が充実することで、市内産業の雇用確保のインセンティブ効果が期待できる。

5. 制度開始の時期（予定）

令和6年4月1日からの制度開始とする。但し、各学校の事情に応じ、制度開始の時期を遅らせる等の調整を可とする。